

品川区重度障害者大学等修学支援事業

事業概要

重度障害のある方が大学等、高等専門学校、専修学校および各種学校に修学するにあたり学校側が支援体制を構築できるまで期間、通学中および大学等の敷地内において必要な身体介護等を提供することにより、障害者の社会参加を促進します。

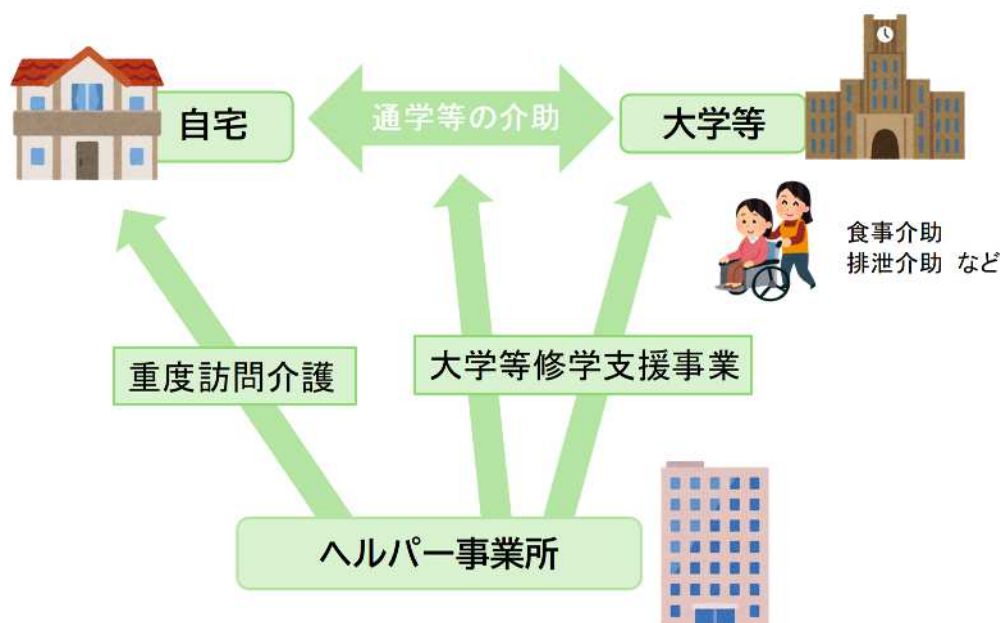
対象者

以下の要件をすべて満たしている区民の方が対象となります。

- ① 重度訪問介護等に係る障害福祉サービスの支給決定を品川区からうけている方。
※現在、重度訪問介護等に係る障害福祉サービスをうけていない方は問い合わせ先へ相談ください。
- ② 大学等に在籍する方。
- ③ 区長が大学等修学支援事業の必要があると認めた方。

事業内容

大学等において重度障害のある方が必要な大学への通学中および大学等の敷地内における身体介護等を提供することにより行う事業です。



利用の流れ

相談

- ・重度訪問介護等障害福祉サービスの計画相談支援を契約している相談支援事業所へ相談ください。相談支援事業所等で『支援計画書』を作成してもらいます。
- ・相談支援事業所が不明な場合は問い合わせ先へ連絡ください。

申請

- ・申請に必要な下記の書類をそろえて、相談支援事業所等へ提出してください。
 - ① 品川区重度障害者大学等修学支援事業申請書
 - ② 大学等修学支援事業承諾書（大学等に依頼してください）
 - ③ 大学等に在籍する学生であることの書類
 - ④ 大学等での履修科目および出席する授業日程の書類
 - ⑤ 世帯の課税状況を証する書類

決定 利用開始

- ・区が支給決定を行い、『品川区重度障害者大学等修学支援事業利用承認・不承認決定通知書』を申請者宛に送付します。
- ・申請者がヘルパー事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- ・通学内容等が変更した場合は、変更手続きを行ってください。
- ・事業を利用できる期間は決定日からその年度の3月31日または大学等の支援体制が構築されると見込まれる日のいずれか早い日までとなります。
- ・継続の場合は、年度ごとに更新の手続きが必要となります。

利用者負担

サービスの提供に要した費用の1割が利用者負担になります。ただし、利用者本人と配偶者の特別区民税所得割額に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

※18歳未満の利用負担額については、問い合わせ先へ確認ください。

区分	対象	利用者負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円未満)	9,300 円
一般 2	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円以上)	37,200 円

問い合わせ先

福祉部 障害者支援課 障害者相談支援担当
 〒140-8715 品川区広町 2-1-36
 TEL:03-5742-6711 FAX:03-3775-2000